

農薬はドリフト《飛散》に注意し 適正に使用しましょう！

食品衛生法が一部改正され、ポジティブリスト制が18年5月29日に施行になります。

ポジティブリスト制とは？

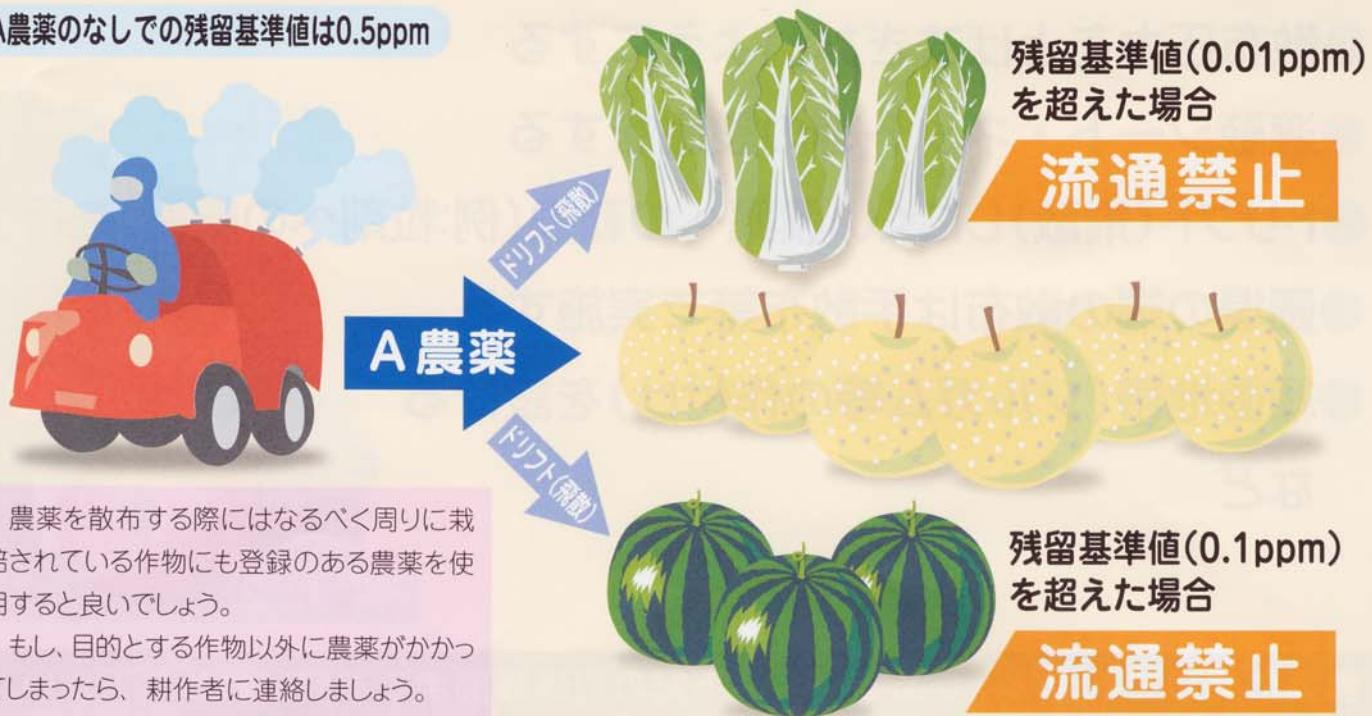
すべての農薬等に残留基準を設定し、農薬等が一定量以上残留する食品（農産物等）の販売等を原則禁止する制度です。

残留基準を超えた農産物は食品衛生法に基づき流通禁止となり、すでに流通した農産物は回収等の処理が必要となります。

農薬の使用基準を守ることはもちろんですが、下記のようなドリフト（飛散）によっても残留基準をオーバーすることがありますので注意しましょう。

たとえば A農薬を、なしに散布したところ、はくさい（残留基準値0.01ppm）や、スイカ（残留基準値0.1ppm）にドリフト（飛散）してしまった場合

A農薬のなしでの残留基準値は0.5ppm



農薬を散布する際にはなるべく周りに栽培されている作物にも登録のある農薬を使用すると良いでしょう。

もし、目的とする作物以外に農薬がかかってしまったら、耕作者に連絡しましょう。

今まで、250農薬、33動物用医薬品について残留基準が設定され、その残留基準を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止していました。残留基準が定められていないものについては農薬等が残留しても、基本的には流通の規制はありませんでしたが、ポジティブリスト制施行後は、全ての食用作物において799の農薬等に残留基準が定められるため、農薬を使用する際には今まで以上に注意が必要です。



残留基準をオーバーする原因

- 農薬の使用基準を守らなかった
(適用作物・濃度及び使用量・使用時期・総使用回数)
- 散布した農薬が隣の作物にかかってしまった
- 防除機具の洗浄を行わなかったため、前に使用した農薬が散布液に混じってしまった
- 過去に土壤残留性の高い農薬(ドリン剤)を使用したため、農作物から農薬が検出された など

ドリフト(飛散)しないようにするためにには...

- 風が強いときは散布しない
- 散布圧力を上げすぎないようにする
- 遮蔽シート・ネット等の設置をする
- ドリフト(飛散)しにくい農薬への転換(例:粒剤への転換)を行う
- 圃場の端の散布は手散布等で実施する
- 緩衝地帯(ソルガム等の作付け)を設ける
- など



農薬に関して不明な点がある場合は下記の関係機関までお問い合わせ下さい。

最寄りの 地域農業改良普及センター

〈水戸・笠間・常陸大宮・常陸太田・鉾田・麻生・稻敷・土浦・つくば・筑西・結城・坂東〉

最寄りの 各地方総合事務所 農業課、農林課 〈県北・鹿行・県南・県西〉

病害虫防除所

茨城県農林水産部 農産課

